

令和4年度指導監査等結果概要

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考			
特別養護老人ホーム (2施設)	令和4年4月 ～ 令和4年9月	ひかり苑 (橋本市)  はまゆう園 (すさみ町)             (実施順)	(1)施設運営等について	・栄養管理は褥瘡防止の重要な手段なので、褥瘡防止委員会に栄養士が出席すること。	1	1	100%			
			・身体的拘束等を行うにあたっては、緊急やむを得ない場合に該当する3要件について検討をおこなった議論の詳細を記録しておくこと。	1	1	100%				
			・身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。しかし、ある入所者の拘束等の条件が「多動の状態である時、かつ職員による見守りが困難な時」となっているが、多動の状態になっているか記録では確認できないにもかかわらず、身体的拘束の時間が長時間に及んでいるケースがあったので、身体的拘束等を行う場合の記録について、どのような内容を記載すべきか整理すること。	1	1	100%				
			・施設サービス計画で夜間巡回することとなっている時間に、巡回を行っていることが確認できなかったので、夜間巡回について、現場の実態を把握し、改善すること。	1	1	100%				
			・介護サービスを提供した際に記載すべき介護記録について、記載漏れや不備があったので、問題点を整理し、改善すること。	1	1	100%				
			(2)入所者の処遇について							
			・重要事項を記載した文書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていなかったため、記載すること。	1	1	100%				
			・褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならないが、発見時に褥瘡が広範囲に発生している事例があった。原因を分析し、再発防止策を策定すること。	1	1	100%				
			・入浴介助について、体調不良等で入浴できなかった場合、入浴日の振替や清しきが実施されていることが確認できなかった。入浴介助の管理体制を整備すること。	1	1	100%				
			(3)防災について							
			(4)利用料等について							
			合計数		2施設	2項目 8事項	8	8	100%	

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。

